

認知症対策

財産管理

相続対策

今ならまだ間に合う 家族信託 の始め方

👑 家族信託とは何か

👑 始めるべきタイミングとは

👑 お悩み別 解決事例！



グリーン司法書士法人・行政書士法人



認知症対策

財産管理

相続対策

今ならまだ間に合う 家族信託 の始め方

もくじ

認知症対策や相続対策のこと で家族でどこまでお話できてますか? 3

認知症対策・財産管理・相続対策
家族信託で、万が一に備え 4～5

家族信託を始めるべきタイミング 6

成年後見制度ってどんな制度? 7

あなたのお悩みに似てるかも
家族信託を利用した お悩み解決事例集 8～20

Case.1 相続対策を継続したい!

Case.2 不動産の共有持ち分を解消したい

Case.3 長男の嫁に自宅を渡したくない

Case.4 孫に特定の時期に贈与をしたい

Case.5 障がいを持つ長男の将来が心配

Case.6 会社の世代交代に備える

家族信託の相談をしよう 21

巻末おまけ 22～23

- 相続の不安チェックリスト
- 財産状況整理シート



グリーン司法書士法人 代表より

相続は誰しにも必ず訪れます。しかし、複雑な制度や頻繁に触れる問題ではないという理由から、よく解らないと思われる方がほとんどです。

この冊子が皆様にとって、相続を今の自分の問題と捉えて、対策を始めるきっかけになれば幸いです。不安なことは、グリーン司法書士法人へご相談ください。一緒に、最適な相続対策を考えていきましょう。

山田 慎一



認知症対策や相続対策のこと ご家族でどこまでお話できていますか？



介護の問題



誰が介護をするか
施設利用や費用の負担など

親の生活費



親の日常的なお金の管理
支払いは誰が負担・管理するか

自宅の管理



施設を利用し 自宅に誰も
住んでいない場合の対策

収益物件や 親の会社の運営



収益物件や会社の株など
管理・運営が必要な財産

まだ何も考えていないという方は要注意！

しっかりと対策を考えておかなければ、いざという時に何もできなくなる可能性があります！



相続の話をしたら、
死んだ時のことだから
気を悪くしないかしら？



**相続の問題は亡くなってからの
ことだけではありません！**

例えば認知症を発症してしまうと

通帳と印鑑を預かっているから
生活費はそこから引き出す予定。



銀行では、本人でないため引き出しに応じてもらえない
可能性が！日々の生活費は家族が負担することに…。

介護施設の入居費用の為に
いずれ自宅を売却する予定。



売買契約は本人でなければ、できません！
施設の入居費用を捻出し辛い状況に。

相続対策の1つとして遊休地に
収益アパートの建設を計画中。



計画中に認知症を発症すると、建設がストップすることに。
相続対策ができないままに…。

親の持っている収益マンションの
大規模修繕の工事を予定。



工事の契約ができず、修繕が行えない。
新規の入居者が決まりにくくなる可能性も…。

子や孫に相続対策の一環で
毎年110万の贈与を行っている。



暦年贈与は贈与する側・される側の双方の意思が必要。
認知症だと、意思が認められず、成立しない。



**この他にも、考えていた対策や対応ができなくなる可能性があります。
早めに、家族のこれからについて・相続についてを話し合いましょう。**

相続対策の中でも、認知症のような生前のリスクカバーと
死後の柔軟な資産承継に備えるなら、「**家族信託**」がオススメです。

家族信託については、次のページへ！



認知症対策

財産管理

相続対策

家族信託で、 万が一に備える。

家族信託は、民事信託を利用した財産管理の方法の1つです。銀行などの信託と違い、営利目的ではありません。信頼できる家族・親族に財産管理を託すために、家族間で行う契約です。

家族信託では何ができる？

元気な間に家族信託を行っておけば、認知症が発症した後も、ご本人に代わり、ご家族が様々な財産管理や対応を行うことが可能です。また、相続発生後のトラブル回避にも繋がります。

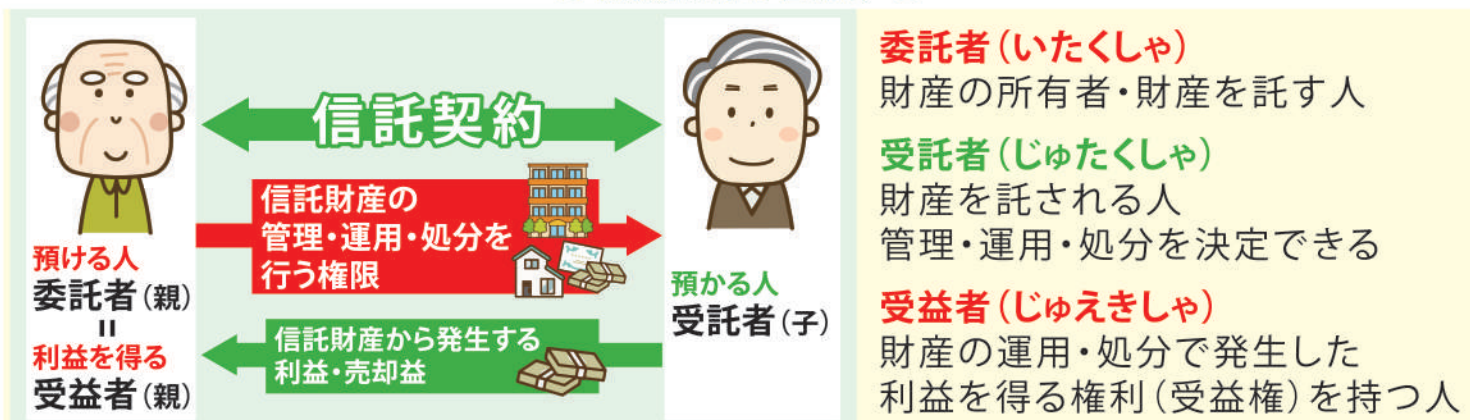
生前 (認知症 発症後)

- ・預貯金の引き出し・管理
- ・自宅の売却や賃貸といった契約
- ・不動産の修繕・補修
- ・贈与よりもトータルの税額を抑えられる可能性
- ・定期的な贈与も継続できる
- ・収益不動産の新規建築・管理運用・修繕
- ・事業の引継ぎ・議決権の行使

相続 発生後

- ・不動産の共有化の回避
- ・相続手続きがスムーズ
- ・二次相続など先の相続対策も行える
- ・災害などで必要となった自宅などの修繕・補修

● 家族信託の仕組み ●



👉 家族信託をしておけば、親が認知症を発症した後も**子の判断で不動産等の管理・運用・処分が可能!**

家族信託の メリットと気をつけるべきポイント



メリット

① 複雑な成年後見制度より、柔軟な家族信託!

成年後見制度は制限も多く、利用開始後も複雑な手続きが継続して発生します。家族信託ならば、ご家族の負担を少なくし、財産管理を任せることが可能です。

※成年後見制度については7ページをご覧ください

② 相続対策を継続できる!

認知症を発症しても、家族信託で決めておけば相続対策を継続することもできます。また、新たな相続対策なども行っていくことができます。

③ 贈与税・不動産取得税などは不要!

不動産を信託しても、その時点で贈与税などは必要ありません。もちろん、信託が終了した時点で相続する人との関係によって、相続税や贈与税が発生しますが、節税する方法もあります。

④ 不動産収益はそのまま! 受託者に管理・運用を任せられます。

資産の権利はそのままなので、不動産などの運用・売却で得た利益は、委託者のもののままです。

⑤ 不動産共有対策や、2次相続以降のトラブル防止にも!

事業や不動産の承継先を二次相続以降も指定することができます。



気をつけるべきポイント

① 直接、相続税が減る訳ではない。

家族信託は、あくまで財産管理と承継についての対策を行うものです。直接的に減税できるものではありません。相続税を減らす為の対策を、契約内容に盛り込むことは可能です。

② 遺留分排除に限界がある

遺留分減殺請求を受けた場合、計画が破綻する危険があります。遺留分にも配慮した上で家族信託を設計していきましょう。

③ 初期費用がかかる。

複雑な内容や注意すべき点も多いため、専門家と相談しながら設計をすることをオススメします。信託設計に初期費用がかかりますが、成年後見のような、継続した費用は必要ありません。

④ 損益通算ができない

収益不動産などの損益通算に制限があります。受託者ごとや次年度への通算が認められません。



こんな方は家族信託をご検討ください

- ✓ 配偶者が亡くなった方
- ✓ 相続税がかかる人
- ✓ 子供がいない
- ✓ 収益物件を所有している
- ✓ 相続人同士の仲が悪い
- ✓ 会社を経営している
- ✓ 障がいを持つ子供が心配な方



認知症対策



相続対策
(後継遺贈)



事業承継対策



親なき後問題対策

家族信託を始めるべきタイミング

手続きによって、効果を発揮する時期が異なります！

財産管理や相続対策は様々な方法があります。効果を発揮する時期が異なるので、組み合わせて利用することで、より希望にあった信託が可能です。

家族信託

生前～死後まで、設計次第で幅広く対応することができます！

- ・財産管理
- ・承継先の指定
- ・二次相続などの先々の対応



成年後見制度

生前のみ効果を発揮

- ・財産管理、財産保護
- ・身上監護



遺言

死後のみ効果を発揮

- ・相続財産の承継
- ・遺留分侵害額請求



あなたはどの時期にあてはまりますか？

相続対策は、タイミングを逃すとできなくなることも多くあります。自分と家族がどの時期にあてはまるかを知っておきましょう。



専門家へ相談する前に、ご自身の希望や状況を見直してみよう！

相談前にしっかりと考えるべきポイントは、ご自身やご家族が「どうしたいのか」という家族信託を利用する目的です。この目的は家族信託の設計を行う上で大事な核となります。

細かく決めるべきことや注意点は、専門家から、アドバイスを貰えます。目的を決めておけば、相談もスムーズです。



これだけは、しっかり考えておこう！

① 目的を決める

- ・介護費用や施設入居費用のため
- ・認知症を発症した後の財産管理
- ・収益不動産の運用に困らないようにしたい
- ・障がいのある子どもの生活を守りたい
- ・事業の経営をストップさせたくない
- …など、ご家族の状況によって様々な目的が考えられます。

今の希望を整理しておこう！

② 信託する財産を決める

- ・預貯金や不動産、有価証券など

③ 誰を受託者・受益者を決める

- ・配偶者やお子様、孫、ご兄弟など

④ 信託の始まりと終わりを決める

- ・信託をいつスタートさせるか 終了した後の財産の帰属先は誰にするのか

巻末のチェックリストを使ってみましょう



成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度とは

認知症や障がいなどにより、法的な判断能力が充分でない方が、安心して生活する為の制度です。後見人が、本人に代わり、「財産管理」と「身上監護」を行います。

こんな事態に備えて

- 認知症で、悪徳業者に不要なリフォームを何度も契約させられる。
- 知的障がいを持つ兄弟がおり、相続手続きが進められない。
- アルツハイマーになった母の財産を子供が勝手に使う



後見人に選ばれるのはどんな人？

家族や親族も候補者になれますが、必ず選ばれる訳ではありません。不要な争いを避けるために、司法書士・弁護士・社会福祉士といった専門職が選ばれるケースが増加しています。

⚠ 家族が選ばれなくても中止はできません！

後見人が決定した後は、制度の利用を中止することはできません。



成年後見制度のメリットと注意すべき点

メリット

① 財産の保護の面で強力

専門職のような第三者が後見人として選ばれると家族でも簡単に財産を処分したりできません。

② 家族や親族の使い込みを防げる

同居している家族でも、後見人の了解なく財産を使うことは許されません。

③ 本人が行った不利益な契約などを後見人が取り消すことができる

悪質な業者や詐欺など、不利益になるような契約を取り消す手続きを後見人が行えます。



気をつけるべきポイント

① 後見人への報酬が亡くなるまで必要

被後見人が亡くなるまで、後見制度は中止できません。後見人へ報酬も毎月発生し、継続してコストがかかります。

② 本人の為でも、資産の利用には後見人へ申請が必要

日々の生活費などを、家族が立替えた場合でも、精算には後見人へ申請が必要です。

③ 不動産売却に裁判所の許可が必要

誰も住まない自宅などの不動産を売却したくても家庭裁判所から許可が必要です。介護費やホームなどの施設の利用に関する費用も捻出しにくくなります。

利用までの流れ

① 家庭裁判所へ申立て

申立てができる人

- ・本人 ・配偶者
- ・4親等内の親族
- ・市区町村の長など

② 審理

家庭裁判所にて審理を行う。
申立人の調査・後見人候補者の調査
本人との面談などを行う場合もある。

③ 審判

後見人の選定や
類型が確定。

④ 審判確定と登記

確定した内容が法務局に登記後、
後見人の業務がスタート。

成年後見制度を利用した方が良い場合と、家族信託を使った方が良い場合があります。
双方のメリット・デメリットをしっかり理解して、後悔しない選択をしましょう。

あなたのお悩みに
似てるかも

家族信託を利用した お悩み解決事例集



ここからは、家族信託を利用したケースをいくつかご紹介いたします。
下記のようなポイントもチェックしてみてください。

- ご相談内容と希望
- 家族構成
- 財産内容
- ご提案した内容
- 解決のポイント

Case.1 相続対策を継続したい！

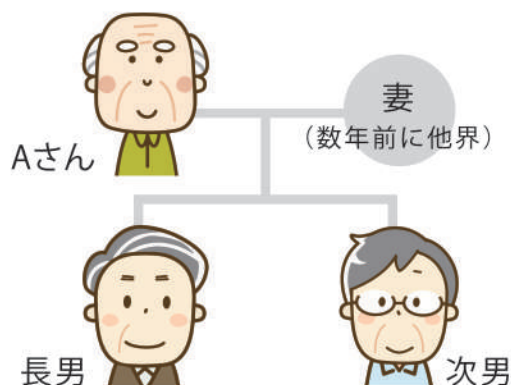
ご相談 内容



相談者 Aさん

高齢になり、体調を崩すことが増えてきました。いつ何があるか解らないので、お世話になっている税理士さんに財産管理をお願いできるか相談してみたところ、委任契約や、認知症対策として成年後見制度があると教えてもらいました。しかし、それらを行うと相続税対策ができなくなるという点が気になります。他に良い方法はないでしょうか？

・ 家族構成 ・



・ 財産 ・

不動産…①自宅 ②収益不動産2棟
預貯金…約2,000万円



お悩みポイント

- ①相続税が発生する可能性が高いため、息子にかかる負担を減らしたい。
- ②2棟の収益物件は、収益性が違うため、1棟ずつ相続させると争いの元になりそうで不安。
- ③相続税対策として、収益物件の新築や購入は検討できるようにしたい。

対策をしなかった場合に起こりうるリスク

- ①Aさんが認知症を発症した場合、財産は動かせなくなる。
→ **相続税対策はできなくなる**
※成年後見制度を利用すると、家族でも収益物件の新築・購入などの許可がほとんどおりない。
- ②相続発生後に息子2人の間で協議がまとまらない。
→ **家族間で争いになる可能性が高い**



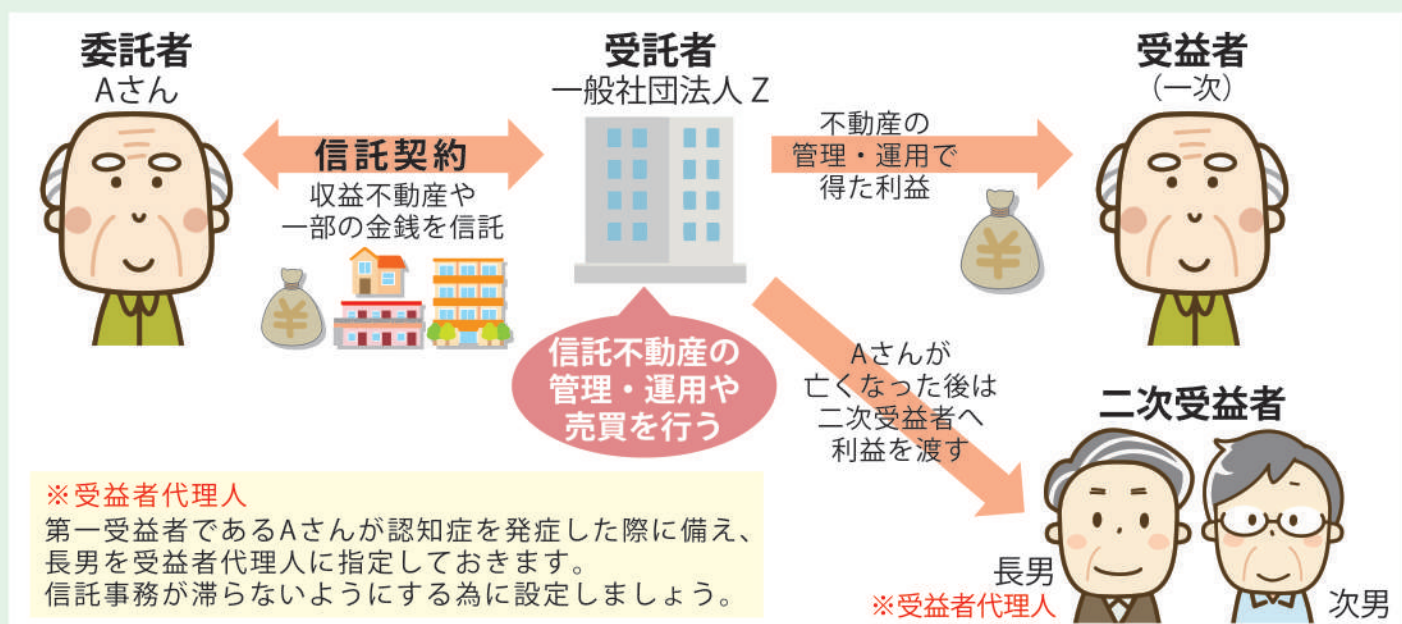
解決策は次のページで！

Aさんへのご提案

財産管理法人を設立して信託をする

目的 認知症対策・相続対策を継続する・物件ごとの収益差で不公平な相続にしない

収益の違う不動産をそれぞれ息子に相続させてしまうと、必ずどちらかに不満が出てしまいます。そこで、財産管理をする為の一般社団法人を設立し、法人を受託者とし、Aさんと信託契約を行います。将来的には息子2人が受益者となるようにしておけば、平等な相続が可能になります。この方法なら、受託者である法人が、不動産の売却や購入もできるため、認知症を発症した後も、相続税対策を継続できます。



解決のポイント！

不動産は信託しておけば、遺産分割協議の対象にならない。

- 分け方で揉めることを防げる！
- 収益不動産の収入を均等に分けられる！

財産の管理・処分権限を法人Zが持っている。

- Aさんが認知症を発症しても相続税対策や管理・運用を問題なく続けられる！

不動産を信託する際には、金銭も一緒に信託することがオススメです。受託者への名義変更の費用や、固定資産税の納税通知書が受託者に届くため、それらを信託財産から支払えるよう準備しておきましょう。



● 信託完了までの流れ ●

- ① 家族全員 (Aさんと息子2人) に信託の内容をご説明いたします。
- ② ご家族全員の同意を頂き、具体的な家族信託の設計をスタートします。
- ③ 設計内容にご納得いただければ信託契約の準備に取り掛かります。(法人Zの設立など)
- ④ Aさんと法人Zの間で、信託契約書を締結。公証役場で確定日付を交付。
- ⑤ 信託に関わる不動産の名義変更と受託者用の信託口座を解説。

信託スタート！

Case.2 不動産の共有持ち分を解消したい

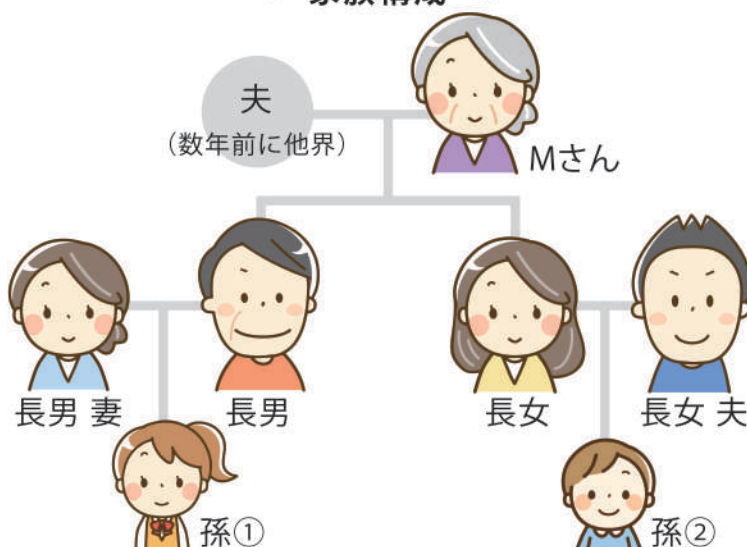
ご相談 内容



相談者 Mさん

私名義の収益マンションが1棟あるんですが、マンションの敷地になっている土地は、私と子供達の3人の共有なんです。もし、3人の誰かに何かあった時に、この不動産はどうなりますか？誰か一人の名義にした方がいいのでしょうか？私が亡くなった時には、どうやって分ければいいのでしょうか。法人へ移した方が良く、信託した方が良くと聞きますが、違いが解りません…。

・ 家族構成 ・



・ 財産 ・

不動産…①収益マンション1棟
②土地(長男・長女と1/3ずつ共有)
預貯金…約600万円



お悩みポイント

- ① 共有不動産の名義を一人にまとめたい。
- ② 3人の誰かが病気などで判断能力がなくなった場合どうなるか。
- ③ Mさんが亡くなった場合の、相続の方法。

対策をしなかった場合に起こりうるリスク

- ① 長男・長女になにかあると、それぞれの配偶者、孫も相続人となる。
→ **共有のままだと、相続人が増えて話がまとまりにくくなる。**
不動産の活用が難しくなることも。
- ② 3人の誰かが、判断能力を失なうと売却ができなくなる。
→ **最悪の場合、新しい入居者の募集もできなくなるかも…**
※賃貸をする為には、所有者の過半数が同意が必要。
- ③ Mさんが亡くなった際には遺産分割協議が必須。
→ **まとまらない可能性もある。**



解決策は次のページで!

Mさんへのご提案

売却と信託を比較して、最適な方法を選ぶ!

目的 不動産の共有を解消する・相続時の最善の方法を探る

財産管理法人を立ち上げたとして、不動産の所有自体を法人へ移す方法と、家族に信託財産として預ける方法では、税の面で大きな違いが生まれます。先々の課税関係にも大きく関わってくるため、税理士さんと一緒にシミュレーションを行うことがオススメです。



固定資産税の評価額が1億円くらいと仮定します。

不動産を法人に移す場合

一般社団法人 Y



法人が買取るので、
名義はもちろん
管理・運用・処分の権限は
法人Yのものになる。

売却



売買の際に必要な

- ・不動産の売買代金
- ・譲渡所得税
- ・不動産取得税
- ・登録免許税

約600万

●家賃収入の取り扱い

売買のケースでは、収益マンションで発生する家賃収入は法人Yに入ります。

→個人所得で利益を受け取るか、
役員報酬などで受取るかで税率が変わります。

家族信託をする場合



管理・運用・処分を
受託者一人で行える。

信託契約



3人が受益者

信託の際に必要な

- ・登録免許税
- ※信託の場合、
売買の1/5程でOK!
- ・不動産の売買代金
- 不要! 譲渡所得税
- ・不動産取得税

●家賃収入の取り扱い

受託者から受益者へ契約にのっとり分配される。

Mさんが亡くなった場合には、
残る二人を受益者にする設定を行える。

売却・信託を計画する際に、税理士さんとその後の税のシミュレーションも行いましょう。

解決のポイント!

不動産の共有化を解消することで、相続の際や万が一の場合も、問題なく不動産の運用が可能に!

→ 信託なら不動産を手放すわけではないので、
共有者の同意も得やすい。

売買と信託で必要となる経費を、最初にしっかりと比較することで検討しやすくなります。

→ 余計な出費を防ぎ節税に繋がります。
・受益者のその後の課税額なども事前にチェック!

共有不動産の解消のご相談では、

- ①多額の費用が発生する
- ②共有者の同意が得にくい

という悩みを多く聞きます。

信託ならば、コスト・気持ちの両面でも、家族からの納得が得やすいようです。



Case.3 長男の嫁に自宅を渡したくない

ご相談 内容

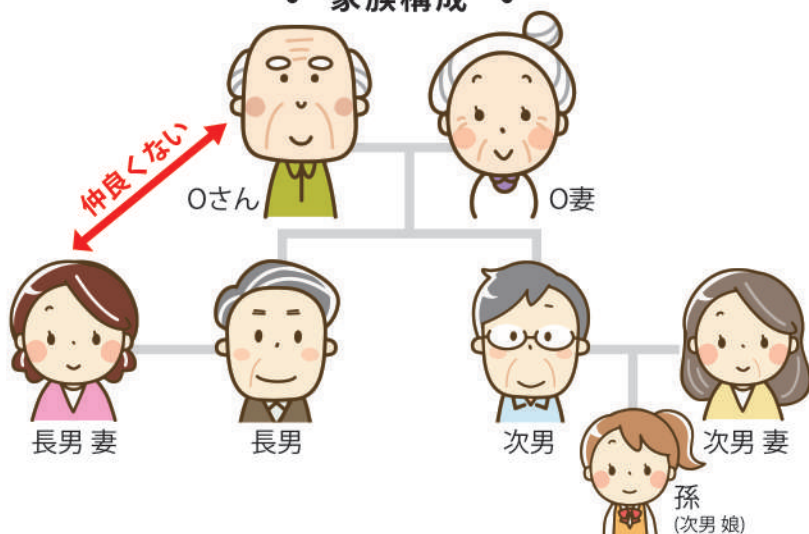


相談者 Oさん

亡くなったときの為に、遺言を遺したい。

自宅は長男に継いで欲しいが、長男夫婦には子供がいない。相続した後長男が亡くなると、自宅が長男妻のものになってしまう…。正直、長男の嫁（長男の妻）とは折り合いが悪いので、大切にしてきた自宅は血の繋がった家族に受け継いで欲しい。

・ 家族構成 ・



・ 財産 ・

不動産…自宅
預貯金…約1,000万円



お悩みポイント

- ① 自宅は血の繋がった家族に相続して欲しい。
- ② Oさんと長男の妻は仲良くない（Oさん・長男・次男の関係は良好）
- ③ 長男夫婦には子供がいない

遺言だけで対策を行ったリスク

- ① 遺言をOさんと長男の2人が書く必要がある。
- ② 長男に遺言を書くように強制はできない。
また、長男の妻には遺留分が発生する。
- ③ 長男は遺言を書いても、書き直すことができる。
→ **Oさんの希望を実現できるかは不確実になる。**

遺言が効果を発揮するのは、一代限りです。
2次相続以降の承継先については、指定することができません！



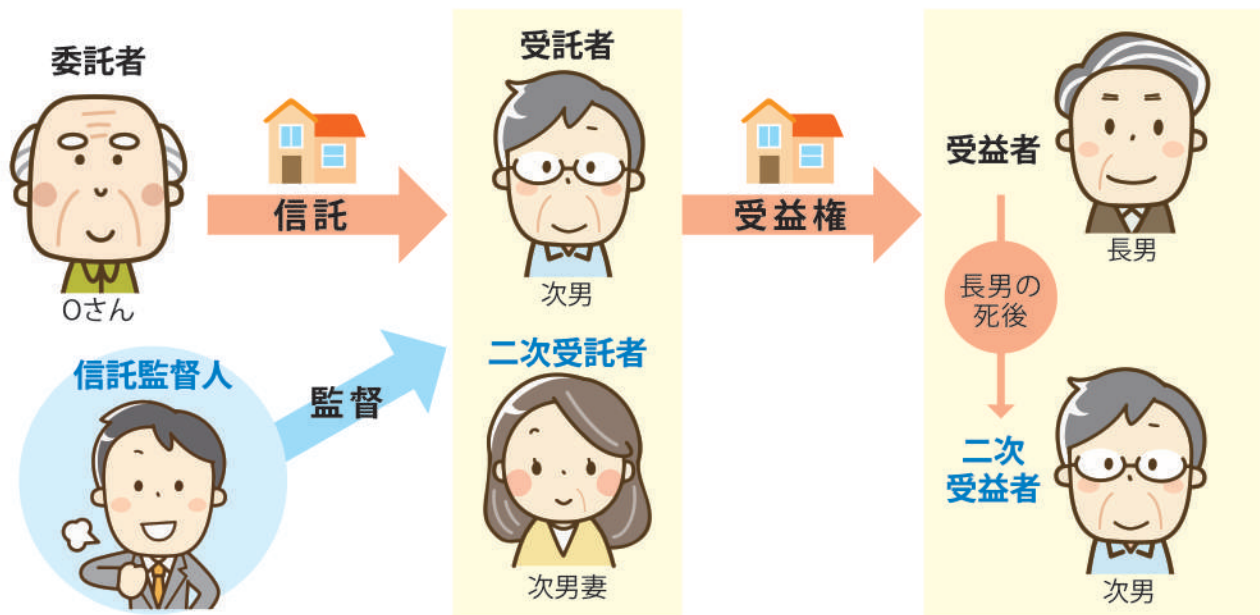
解決策は次のページで！

0さんへのご提案

0さんの相続発生時に信託を発動しよう

目的 長男死後に、次男に自宅を相続させる。

家族信託を使えば、二次相続以降の承継先を決めることができます。発動のきっかけを、信託締結時ではなく「0さんが亡くなった時」にすることも可能です。受託者と二次受益者を次男にしておくことで、長男が亡くなった後は、次男が自宅を承継する流れを作ることができます。



二次受託者 …受託者が亡くなったり、受託者としての業務ができなくなった場合に引き継ぐ人。

二次・三次受益者 …受益者が亡くなった場合に、次の受益者となる人。

信託監督人 …受託者が財産管理を適切に行っているかをチェックする人。
司法書士などの専門職以外に、家族や親族を監督人にすることが可能。
※未成年者、成年被後見人、被保佐人、受託者は監督人になれません。

解決のポイント！

受益者を連続して設定することで、血の繋がりのある家族への承継が可能！

➡ **家族信託なら、二次相続、三次相続などの承継先を決めておける。**

⚠ 委託者と受益者の関係により、相続税などの課税が変わるので気をつけよう。

信託監督人を設定することで、不公平感を解消。

➡ **財産管理が適切かを監督する人がいることで、受託者になってない家族の安心にもつながる。**

Case.4 孫に特定の時期に贈与をしたい

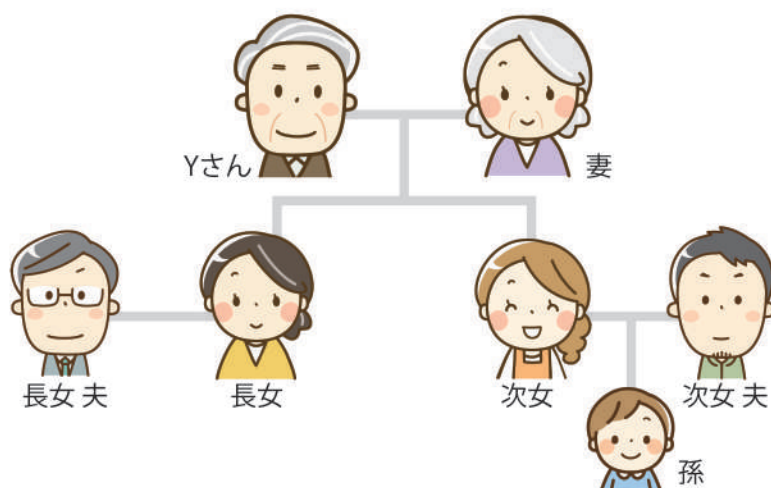
ご相談 内容



相談者 Yさん

私が亡くなったり認知症になった後も、孫の進学や就職などの際に、定期的にお祝として支援してあげたいんですが、できますか？信託銀行に相談しましたが、費用が高くなるので、別の方法を探しています。

・ 家族構成 ・



・ 財産 ・

預貯金…約5,000万円



お悩みポイント

- ① 孫に特定（進学・就職など）の時期にお金を贈与したい
- ② 認知症になった後にも備えたい
- ③ 信託銀行を利用すると費用が高額になる

対策をしなかった場合に起こりうるリスク

- ① 認知症になったら、Yさん本人でも贈与ができない。
- ② 孫は相続人ではない為、Yさんの財産は孫に承継されない。
→ 孫へ贈与をしたいというYさんの意思は反映されなくなる。

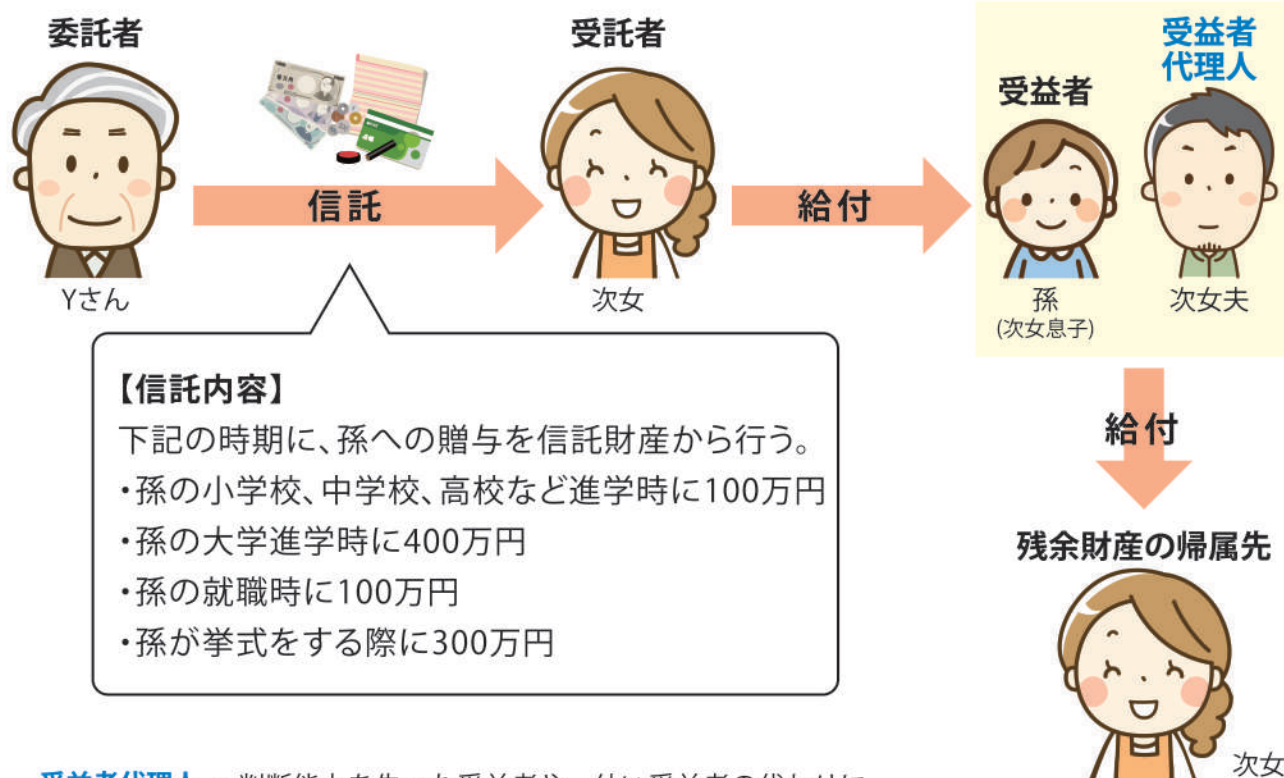


解決策は次のページで！

あらかじめ預貯金を信託をしよう

目的 孫に特定の時期にお金を渡してあげたい

お孫さんの成長に合わせて、お祝いとしてお金が渡るようにしたいという思いは、多くの方にとって身近な問題ではないでしょうか。必要な時期ちゃんと渡るように、準備をするには、信託の利用は最適です。



受益者代理人 …判断能力を失った受益者や、幼い受益者の代わりに受託者へ給付請求などを行うことができる。

※受託者は受益者代理人となることはできません。

残余財産の帰属先 …信託終了時に残った信託財産を受け取る人。信託契約の最中は、受益権はありません。

解決のポイント！

家族信託をしておけば、認知症を発症しても贈与が可能。

➡・特定の時期の贈与はもちろん、定期的な贈与も継続できます！

⚠ **贈与税についてをしっかりと確認しておきましょう**

贈与税の申告は、信託を行った年の翌年2月1日～3月15日に申告と納税を行います。
信託のタイミングと必要な贈与税の金額についても、
契約締結時に**税理士さんに、しっかりと確認しておきましょう。**

Case.5 障がいを持つ長男の将来が心配

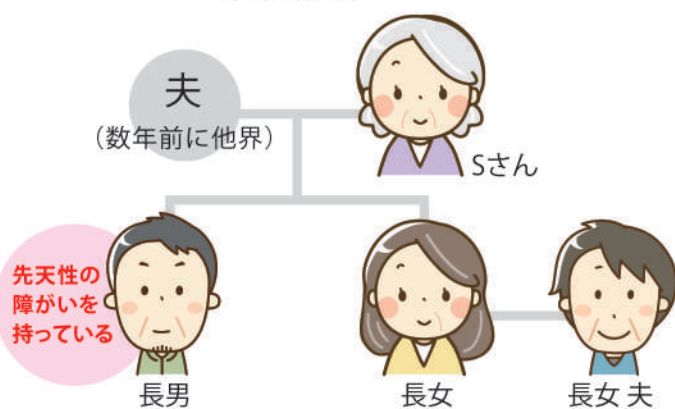
ご相談 内容



相談者 Sさん

私には子供が二人います。長男が先天性の精神的障がいを持っています。今は、私が世話をしていますが、私が亡くなった後、どうなるんだろうと心配です。財産は長男に残してあげたいけど、管理ができないだろうし…。幸い長女が長男の面倒を見ると言ってくれているので、今の内にどうするかを考えておきたい。

・ 家族構成 ・



不動産…①自宅 ②収益不動産



お悩みポイント

- ①医療費や生活費のために収益不動産の家賃収入を長男に渡したい。
- ②障がいを持つ長男に財産の管理は難しい。
- ③Sさん自信が認知症になった際に上記が実現できるか不安。

対策をしなかった場合に起こりうるリスク

- ①遺言などで長男に財産を残しても、長男自身で財産管理を行うのは難しい。
- ②Sさんが認知症などになった場合、Sさんの財産を長男の医療費や生活費として使えなくなるおそれ
- ③Sさんが認知症になった後に、Sさんや長男が施設に入るための資金用の自宅売却ができなくなるおそれ



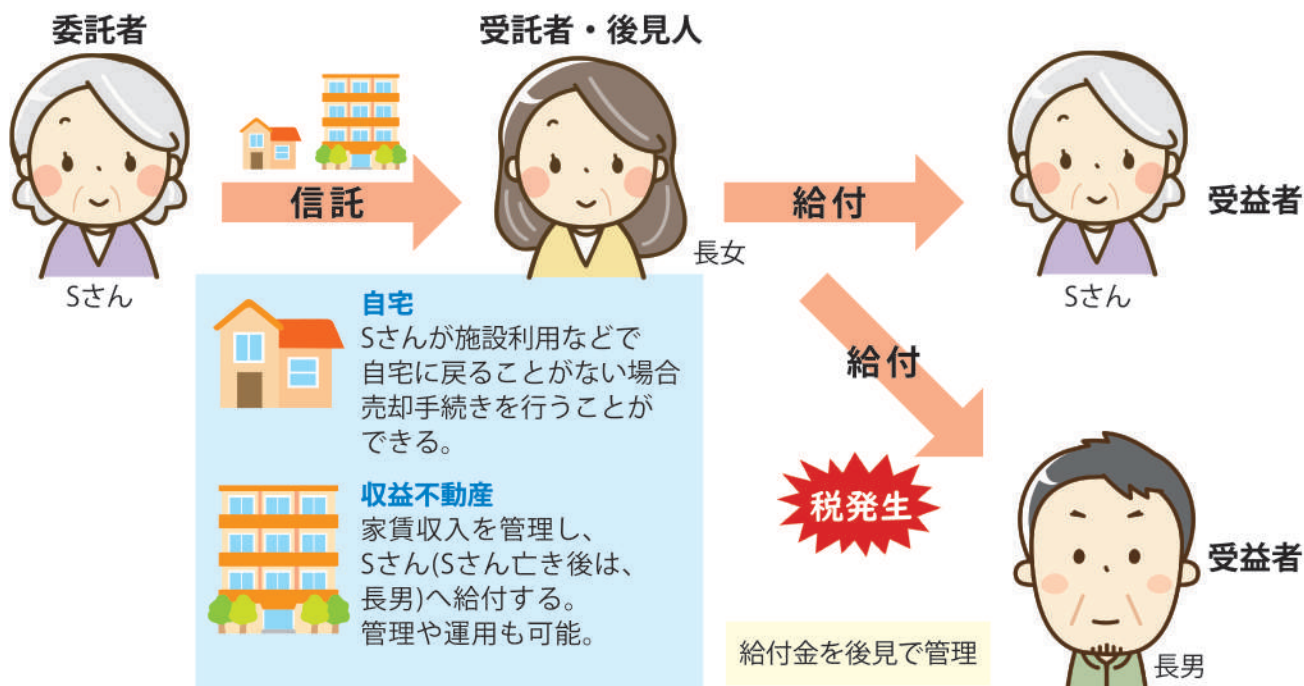
解決策は次のページで!

Sさんへのご提案

家族信託を利用して 長男の生活を守る

目的 財産管理の難しい息子の生活を守る・面倒を見る長女の負担を減らす

信頼できる長女が協力してくれるため、家族信託で長男のことも、委託者をSさん、受託者を長女として、家族信託を組むことができます。



信託監督人を設定する事も可能！

Sさんのケースでは、受託者を信頼できる長女が務めてくれるため、不要ですが不動産などを勝手に売却されるなどの心配がある場合は、第三者を『**信託監督人**』として設定しておくことも可能です。

信託監督人とは

受託者が財産管理を適切に行っているかをチェックする人。
司法書士などの専門職以外に、家族や親族を監督人にすることが可能。

※未成年者、成年被後見人、被保佐人、受託者は監督人になれません。

信託監督人



解決のポイント！

家族信託なら、障がいのあるお子様の生活の支援をすることも、世話をする家族の負担を大幅に減らすこともできます。

家族信託と成年後見

- 家族が世話をするから、不要な出費がない。
- 本人の為の財産の使用を、家族の判断で行えるため、手間が少ない。

※ 贈与税回避のために信託会社を使った特定贈与信託と比較検討の必要あり

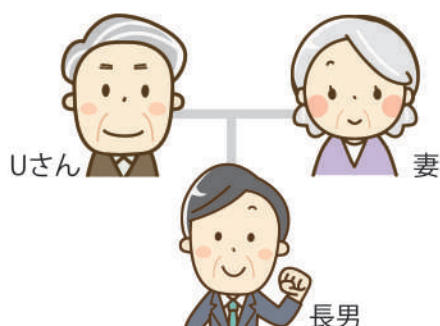
※ 障害がある方が受益者・残余財産の帰属者となる場合は障害年金への影響に留意する必要があります。

ご相談
内容

相談者 Uさん

私が経営する会社を息子に継がせたいと考えています。早めに自社株を長男に譲りたいのですが、贈与税が高額になることが不安です。それに、経営権も全て息子に渡すのは、時期尚早だとも感じています。今は、株価対策をしながら少しずつ渡してるのですが、私に何かあったときに、これまでの手続きが、水の泡になるのでは、と不安になってきました…。

• 家族構成 •



• 財産 •

不動産…①自宅 ②収益不動産

預貯金…約5,000万円

自社株…総株式数500株の内400株を所有



お悩みポイント

- ① 自社株の贈与で、高額な贈与税がかかるのが心配。
- ② 長男に経営を全部任せるのは、まだ早い。
- ③ 事故などで、Uさんの身に何かが起きたときが不安。

対策をしなかった場合に起こりうるリスク

- ① 会社の運営・経営もSTOPしてしまう危険。
→ **会社の経営が止まると、事業計画に支障が出るとともに従業員や取引先に、不安や迷惑をかけることに。**
- ② 自社株対策が途中になり結果、高額な相続税が必要となる。
→ **株の相続によって、相続税が高額になる可能性が高い。最悪、支払いが不可能な結果にも…。**



解決策は次のページで!

相続対策と事業承継対策を両立！

目的 相続対策の継続・段階的な事業の引継ぎ

信託を行う際に、委託者であるUさんに「指図権」を設定します。指図権をUさんが持つことで、段階的な事業の引き継ぎが可能になります。また、万が一の際には、受託者が議決権を持つため、事業が止まる心配ありません。

委託者・指図権者



Uさん



信託

議決権の
行使を
指図できる

受託者



長男

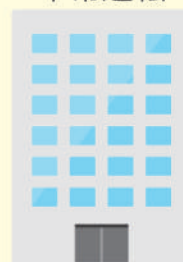
財産的価値

議決権行使

受益者 Uさん



Uさんが認知症になっても
平常運転



会社

条件や期限あるいは制限を付けた議決権行使の指図権

信託財産を受益者に給付する金額や方法を、受託者に対して指図することができます。信託された株式の議決権の行使についても、指図権者が指図することが可能です。

● 受益者は複数名を設定できます

受益者は1人じゃなくても問題ありません。
1つの信託契約で複数の受益者を設定することも可能です。

信託終了



残余財産の
帰属先

解決のポイント！

家族信託を行うことで、会社の機能を止める危険を防げる。

➡ 代表が認知症になっても、代表者変更を受託者で行える。

指図権を設定することで、段階的な業務の引継ぎも行える！

➡ 指図権を利用して、委託者が議決権の行使を指図できる。

経営権を全て任せるのが不安な場合、段階的な引継ぎとして使われる。

代表から会社への貸付金を株に変える。代表個人の相続対策にも繋がる。

➡ 回収予定のない貸付金を株式に変えることで、個人の相続財産も削減できる。

家族信託に加えて、こちらの対策もおきましょう。

経営者の方は、『会社の相続』と『個人の相続』の
両面から相続対策を行いましょう。



家族信託の相談をしよう

詳しいご提案は専門家におまかせ！

家族信託は、ご家庭の事情に合わせて設計することができる柔軟な仕組みです。その分、始めにしっかりと決めておくべきポイントがたくさんあります。

家族信託をスタートするまでのおおまかな流れ

1 ご相談(ヒアリング)

ご相談は、ご本人様お1人でも、ご家族とご一緒でも大丈夫です。親御さんのことが心配というお子様世代の方の相談も増えています。

あなたの事を教えてください

- ・不安に感じていること
- ・家族構成や関係性
- ・誰に何の財産を遺したいか
- ・財産の内容

など



2 メリット・デメリットのご説明

ご希望を伺った上で、家族信託を行うべきか、他の対策を行うべきかを、ご案内いたします。また、その時点で考えられるデメリットなどもお伝えします。

ご家族で話をしましょう

家族信託は、1人ではできません。早い段階で、家族みんなに知らせる事をオススメします。

※後の争いを防ぐためにも、信託に関わらない家族にもあらかじめ伝えましょう。



3 信託設計のご提案 ※有料となります

ヒアリング内容を元に、最適な信託の方法をご提案書として作成いたします。ご希望に応じて、税理士による簡易相続税シミュレーション(※別途、有料)も承ります。

ご提案書の内容

- ・ご本人のご希望について
- ・関係者について
- ・信託財産と信託先について
- ・手続き完了までのスケジュール
- ・信託方法のご提案
- ・信託手続きの費用の詳細なお見積もり
- ・信託終了後の手続きについて

など



4 信託手続きのスタート

ご提案書に基づいて、必要な書類の作成や公証役場での手続きなどを行います。

手続き内容

- ・信託契約書の作成
- ・遺言書作成
- ・信託財産以外の相続対策
- ・信託登記
- ・公証役場にて公正証書の作成

など、信託内容により異なります。

信託開始！

信託の終了について

契約時に設定した、終了事由が発生した際に、家族信託は終了となります(委託者の死亡など)。不動産の名義変更など、必要な手続きがありましたらご連絡をお願いいたします。

無料相談のご予約はコチラ

0120-151-305

受付時間 平日○9:00～20:00 土日祝○10:00～17:00

ホームページはこちら ▶ <https://www.kazokushintaku.jp/>



次のページの
相談前チェックシートを
記入してみましょう



● 相続の不安チェックリスト ●

当てはまる項目にチェックを入れて、悩みを整理していきましょう

資産の承継について

- ☐ 自分（親）が元気な間に、財産の分け方を決めておきたい。
- ☐ 相続の際に問題になりそうな相続人がいる。
（人： 理由： ）
- ☐ 子供がいらない。
- ☐ 障がいがあるなどの理由により、自分の死後、生活が心配な家族がいる。
- ☐ 離婚した相手の元に自分の子供がいる。
- ☐ 財産は血の繋がりのある子供に渡るようにしたい。
- ☐ 遺留分も渡したくない相手がいる。
- ☐ 経営している会社の相続が心配。

財産管理について

- ☐ 判断能力が低下してきている家族がいる。
(自分 / 配偶者 / 父親 / 母親 / その他:)
- ☐ 相続対策として、不動産の売買や建替えなどを検討中。
(売買 / 新築 / 建替 / 融資 / その他:)
- ☐ 認知症を発症した際に、資産が凍結されるのを避けたい。
- ☐ 今暮らしている家(または親が暮らしている家)に住む人がいない。
- ☐ 財産管理を安心して任せられる人がいない。
- ☐ 行っている相続対策を継続したい。または、新しく対策を行いたい。
- ☐ 成年後見人制度がよく解らない。
- ☐ 共有名義になっている不動産がある。
- ☐ 先祖から受け継いだ土地・不動産を守って欲しい。

●その他に気になるポイントを書き出しましょう

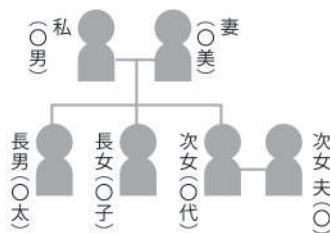
● 財産状況整理シート ●

ご自身の希望や、財産状況、承継先の希望を自分なりに書いてみましょう。

家族相関図

自分（または親）を中心に、配偶者、子、孫まで書き出しましょう。
（前妻・前夫との間に子供がいる場合は、その子に関しても記載する）。

《相関図例》



財産概要

● 所有不動産についての希望

引き継いで欲しい（誰に：

） / 建替えをしたい / 新築・購入をしたい

売却しても良い（どの不動産を：

いつ：）

土地

土地利用権 所有権 ・ 貸借権 ・ 地上権	
所有者	(単有 ・ 共有)
筆 数	固資産税評価 万円
路線価	万円 ▲残債／銀行 万円

自宅

土地利用権 所有権 ・ 貸借権 ・ 地上権	
所有者	(単有 ・ 共有)
筆 数	固資産税評価 万円
路線価	万円 ▲残債／銀行 万円
収 益	万円

収益

建物

土地利用権 所有権 ・ 貸借権 ・ 地上権	
所有者	(単有 ・ 共有)
築年数	固資産税評価 万円
路線価	万円 ▲残債／銀行 万円

自宅

土地利用権 所有権 ・ 貸借権 ・ 地上権	
所有者	(単有 ・ 共有)
築年数	固資産税評価 万円
路線価	万円 ▲残債／銀行 万円
収 益	万円

収益

預貯金

金融機関	金融機関	金融機関
□ 座	□ 座	□ 座
金 額 万円	金 額 万円	金 額 万円

証券・株式

保有数
時価総額 万円

生命保険

保険会社名	保険会社名
受取人	受取人

● 今、思い浮かぶ希望を書き出しましょう



グリーン司法書士法人・行政書士法人

淀屋橋事務所(司法書士法人・行政書士法人)

〒541-0043

大阪府大阪市中央区高麗橋4-5-2 高麗橋ウエストビル2階

TEL : 06-4708-5581

FAX : 06-4708-5582

難波事務所(司法書士法人)

〒542-0076

大阪府大阪市中央区難波4-4-4 難波御堂筋センタービル8階

TEL : 06-4400-0153

FAX : 06-6567-8854

東京事務所(司法書士法人・行政書士法人)

〒163-0512

東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル12階

TEL : 03-5357-7743

FAX : 03-5357-7762

札幌事務所(行政書士法人)

〒060-0004

北海道札幌市中央区北4条西四丁目1番地7

MMS札幌駅前ビル リージャス札幌駅前通センター3階

TEL : 011-600-0641

名古屋事務所(司法書士法人・行政書士法人)

〒450-6210

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

ミッドランドスクエア 豊田・毎日ビルディング10階

TEL : 052-990-3356

FAX : 050-3156-3784

福岡事務所(行政書士法人)

〒812-0012

福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル3階

TEL : 092-600-7051

■平日/9:00~20:00 ■土日祝/9:00~18:00 ■定休日/年末年始(12月30日~1月3日)

グリーン司法書士法人グループ



グリーン司法書士法人



グリーン行政書士法人



いきいきみどりの会



株式会社あんしんリーガル
ANSHIN LEGAL

思いを、すべて。未来へ、ずっと。

相続のぜんぶ

詳しくはWEBを
ご覧ください

